

EUの土壌戦略

執行役員基礎研究部長 平澤明彦

土壌は農林業の基本的な生産基盤である。その維持管理について今後のあり方を幅広く示した文書「2030年へ向けたEU土壌戦略」(以下「土壌戦略」)が2021年11月に公表された。EUは、2030年に向けた気候・環境戦略である欧州グリーンディール(EGD)の下で各種の政策を打ち出しており、土壌戦略もその一環である。

1 戦略の背景とビジョン

土壌はそこに生息する生物とともに生物多様性と食物連鎖の基盤をなし、必須の環境サービスとして、①農林業などを通じた食料やバイオマス、繊維、各種原材料の供給と、②水の吸収やろ過、炭素貯留、養分といった物質循環の調整を提供している。ちなみに農地と草地がもたらす生態系サービスのうち3分の2以上は、作物生産以外の形である。

このように重要な役割を果たしているにもかかわらず、EUの土壌のうち健全でないものの割合は60～70%程度に達すると推定されている。土壌の劣化は肥沃度の低下や生産物の品質と栄養価に影響する。土壌の劣化による

損失は年間数百億ユーロであり、また放置した場合に生じる費用は対策に要する費用の6倍に及ぶという。

土壌戦略が目指す将来像は、2050年までにEUのすべての土壌生態系を健全な状態にし、各種環境・気候問題の解決策として貢献できるようにすることである。

この新たな戦略は、土壌の保護・回復・持続的利用の枠組みと具体策を定め、目標の達成に必要な社会的関与と財源調達、知識の共有、持続可能な実践とモニタリングを実現しようとしている。土壌劣化の問題は多くの経済部門にまたがっているうえ、EGDおよびそれ以外の既存の各種政策や目標と密接に関連しており(第1表)、連携が必要となる。そして戦略の核をなすのは、土壌健全性対策の法制化である。

2 土壌健全性法の策定へ

EUの土壌の保護に関する現行制度は、水・海洋環境・大気のと比べて法的枠組みの整備が遅れている。対応は加盟国に任されており、取組状況はまちまちである。

そこで欧州委員会は、23年までに土壌健全性法(Soil Health Law)の立法提案を提出し、気候変動・生物多様性・食料安全保障・水質保護の目標を達成するとともに、EUと加盟国の政策に一貫性を持たせて、市場における平等な競争条件を確保することを目指す。土壌の健全性の指標と基準値を開発したうえで2050年の目標値を設定するほか、以下の検討事項

第1表 土壌戦略に関連する政策

・汚染ゼロ行動計画 ・循環型経済行動計画 ・化学物質戦略 ・2030年生物多様性戦略 ・(温室効果ガス)55%削減包括対策 ・気候適応戦略 ・ファームトゥフォーク(農場から食卓まで)戦略	・リオ3条約とSDGs ・グリーン金融とタクソノミー ・共通農業政策(CAP) ・欧州土壌協定 ・バイオ経済戦略 ・森林戦略
---	---

資料 土壌戦略(Figure1)をもとにして作成

(注) リオ3条約は国連気候変動枠組条約(UNFCCC)と生物多様性条約(CBD)、国連砂漠化対処条約(UNCCD)。

が示されている。

- ファームトゥフォーク戦略および生物多様性戦略が目標として掲げている、養分損失の半減と肥料使用の2割削減について、土壤健全性法で法的拘束力を持たせることも選択肢として検討する。養分と有機物の循環利用を促進する一環である。
- 持続可能および持続不可能な土壤管理慣行を特定し、土壤健全性法で土壤の持続可能な利用に関する法的要件の設定を選択肢として検討する。
- 新規の土地開発と、舗装・建物などによる土壤の密閉を抑制し、開発済みの土地の再利用を促進する。2050年までに農地や自然の土地から都市的用途への転用を正味ゼロにするという既存の目標達成に貢献するため、土壤健全性法の影響評価の一環として、土地開発や目標達成状況の監視・報告の仕組みを検討する。
- 掘削土の再利用を促進するため、23年までにEUにおける掘削土の流れを調査するほか、土壤健全性法では法的拘束力のある「掘削土パスポート」の導入を検討する。
- 土壤健全性法で土壤汚染管理の進捗報告の義務付けを検討する。また、同法の影響評価では、汚染サイトの特定と登録、2050年までの修復に関する法的拘束力のある規定を検討する。また、土地取引に用いる土壤健全性証明書¹の導入を検討する。

これらのうち、法的拘束力のある規定に言及するものが過半を占めている。とりわけ最初の項目は、養分損失と肥料の削減義務付けが実現すれば農業に直接影響がある。持続可能な土壤管理の法的要件も内容次第では農業に影響する可能性があらう。

3 それ以外の施策

また、土壤戦略と関連のある政策のうち炭素貯留農業(カーボンファーミング。農林業の炭素貯留により報酬を得る取組み)については、新たな環境親和的ビジネスモデルであることを再確認し、温室効果ガス55%削減包括対策の下で、22年にEU炭素貯留農業構想と、炭素除去認証にかかる立法案を提出するとしている。また、共通農業政策(CAP)に対しては、CAP戦略計画や、直接支払い等を受給するための環境要件の強化、環境・気候関連助成に加えて、普及サービスの貢献が期待されている。あるいは土壤と水の政策の調整も課題であり、²浚渫で得られる肥沃な土砂の再利用や、土壤・土地利用管理と河川流域・洪水リスク管理との連携が例示されている。

その他の施策としては、土壤の生物多様性と農地における抗微生物剤耐性遺伝子に関する初めての評価(土地利用・被覆面積枠組調査(LUCAS)に基づく)を22年までに公表することや、砂漠化対策のために国連砂漠化対処条約(UNCCD)においてEUが砂漠化の影響を受けている地域として宣言すること、各種の環境戦略による土壤汚染の防止策、データ整備・研究・普及などが挙げられている。

経済界からの関心にも言及がある。金融および工業部門では土壤の質の指標に対する関心が高まっている。また、投資家と銀行は土壤劣化による財務上のリスクと、その予防や回復による利益を次第に意識するようになっており、例えばラボバンク(オランダの協同組合金融機関)は土壤の質の高さに応じて農家に低利融資を提供している。

(ひらさわ あきひこ)